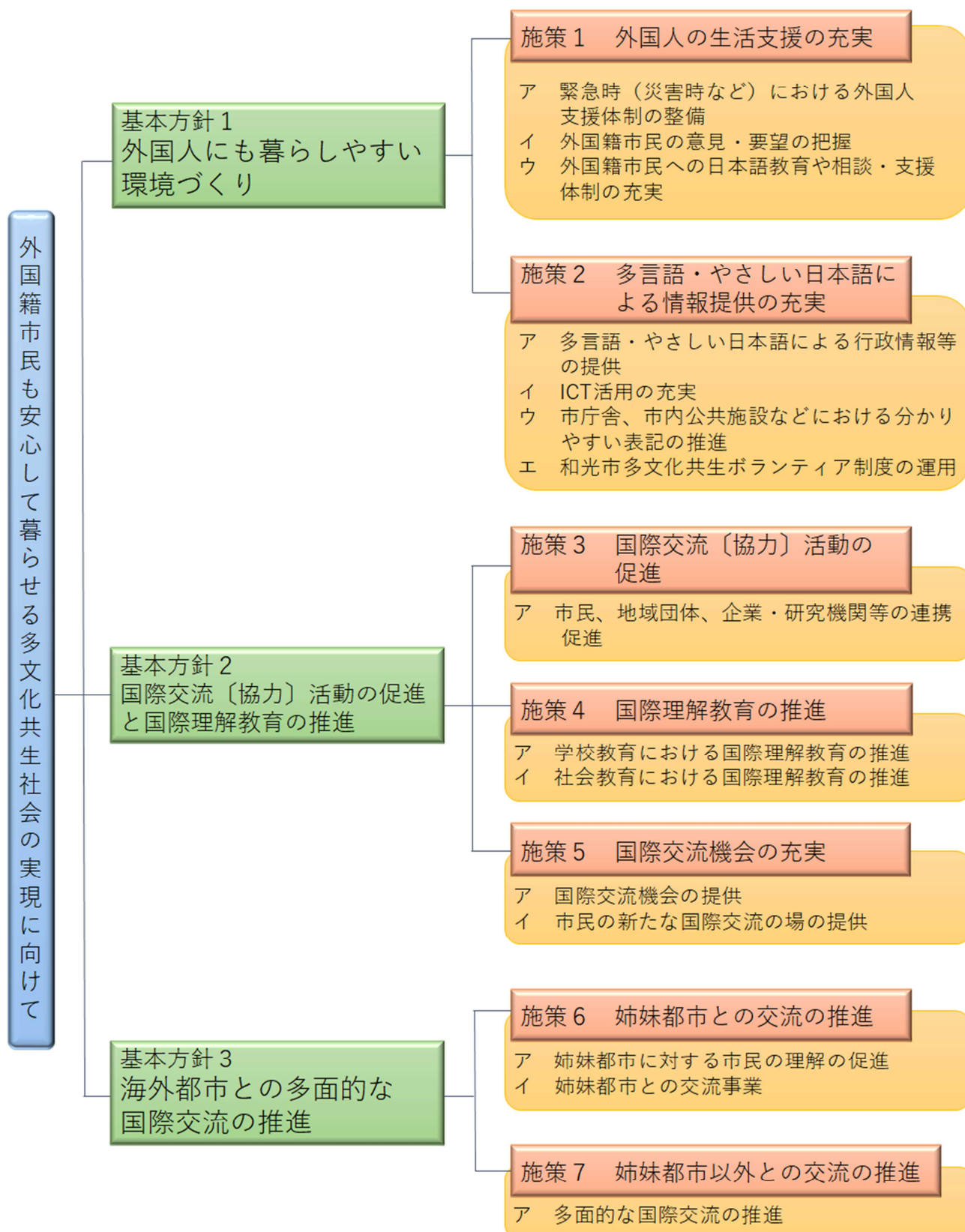


第3章 国際化推進の基本方針・施策

◆ 施策の体系図



基本方針 1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

基本方針1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

① 現状と課題

和光市は、庁舎内や市内公共施設の英語併記を進め、重要な情報について多言語ややさしい日本語⁸で提供することに力を入れてきました。市ホームページにおいては、自動翻訳機能を導入しており多言語で情報を発信しています。

しかし、外国籍市民が生活する上で抱えている様々な問題に対しての相談・支援体制が十分ではありません。また、近年では情報提供方法について様々なツールがあり、これを外国籍市民への情報提供に活用する必要があります。

② 課題解決のために

外国籍市民が安心して和光市で暮らすためには、外国籍市民の視点から和光市のあり方を見直し、生活上で抱える様々な問題の解決に取り組む必要があります。

⇒ 外国人の生活支援の充実

緊急時の外国籍市民の支援体制に加え、外国籍市民の意見・要望を把握する体制を整備していきます。また、これまで進めてきた外国籍市民のための情報提供を、ニーズに応じて全庁的に推進していきます。

⇒ 多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

③ 目指す将来像

- ・外国籍市民の緊急時の不安が解消されている
- ・外国籍市民が地域住民と同じように行政手続を行える、行政サービスを利用できる
- ・外国籍市民が和光市で生活する上で必要な情報を得られる、相談できる

⁸ やさしい日本語

簡単で分かりやすい日本語のこと。一つ一つの文章が短くすっきりしていて、難しいことばや表現を使わない。簡潔で見やすくするための工夫として箇条書きを用いることもある。

施策1 外国人の生活支援の充実

施策の目的

緊急時に外国人を円滑に支援する体制を整備します。また、外国籍市民の意見・要望等を把握し、生活する上で抱えている様々な問題の解消に向けて取り組みます。

令和2年度策定時の状況

緊急時における支援体制として、市内防災倉庫に避難所多言語シートの設置や和光市災害時通訳・翻訳ボランティア⁹の登録を行っています。また、外国人相談体制として外国人総合相談センター埼玉¹⁰を紹介してきました。

課題

引き続き緊急時における支援体制を整備していく必要があります。その他、外国籍住民の多くは、企業や研究機関で過ごす時間が長いと考えられるため、市民生活に関する基礎的事項についての企業・研究機関への教育の依頼が必要不可欠であると考えられます。また、保育園や学校には外国籍の子どもが一定程度在籍しているにも関わらず、外国籍の子どもやその保護者への支援体制が十分であるとは言えません。実態を把握したうえで、市内の教育施設との連携を図り、改善する必要があります。

取り組み内容

- ア 緊急時（災害時など）における外国人支援体制の整備
- イ 外国籍市民の意見・要望の把握
- ウ 外国籍市民への日本語教育や相談・支援体制の充実

⁹ 和光市災害時通訳・翻訳ボランティア

大規模な災害時において外国籍市民に対する通訳・翻訳を担当するボランティアのこと。平成22年度から開始している。

¹⁰ 外国人総合相談センター埼玉

埼玉県が設置、公益財団法人埼玉県国際交流協会が運営するセンター。外国語で電話による生活相談や、入管制度・労働問題・法律問題の専門相談の予約を受け付けを行う。対応言語は、10言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）及びやさしい日本語。

主な取組	具体的な内容	担当課 ¹¹
ア 緊急時における外国人支援体制の整備	和光市災害時通訳・翻訳ボランティアの確保、研修の実施	総務人権課 危機管理室
	多言語でのパンフレット配布（非常時対応について）	
イ 外国籍市民の意見・要望の把握	外国籍市民に対する意見・要望調査の実施	総務人権課
	外国人相談体制の整備	総務人権課 市民活動推進課 関係課
ウ 外国籍市民への日本語教育や相談・支援体制の充実	日本語学習支援団体等の紹介	総務人権課
	小中学校における日本語支援員の充実	学校教育課
	園児や児童・生徒の実態把握と個別支援の充実	地域包括ケア課 ネウボラ課 保育施設課 保育サポート課 学校教育課
	企業・研究機関等への要望	総務人権課

¹¹ 担当課

和光市役所における担当部署等のこと。国際化推進の各施策に取り組むのは行政のみではなく、市民、地域団体、企業・研究機関などと連携して進めていく。

基本方針1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

施策2 多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

施策の目的

外国籍市民に重要な情報が確実に伝わるよう、情報の提供方法や伝達手段を工夫します。

令和2年度策定時の状況

和光市多文化共生ボランティア¹²や手話・外国語応接協力職員¹³を活用し、文書の翻訳や窓口対応での通訳支援を行ってきました。

また、多文化子育て支援事業¹⁴を行い、子育て世代に向けた通訳サポートを行ってきました。

課題

引き続き文書の多言語化や窓口対応等での通訳支援を行っていく必要があります。

取り組み内容

- ア 多言語・やさしい日本語による行政情報等の提供
- イ ICT¹⁵活用の充実
- ウ 市庁舎、市内公共施設などにおける分かりやすい表記の推進
- エ 和光市多文化共生ボランティア制度の運用

皆で取り組んでいこう！！



¹² 和光市多文化共生ボランティア

市役所や市内公共施設の依頼により、外国籍市民に対する通訳・翻訳及び国際化推進事業のサポートを行うボランティアのこと。平成22年度から開始している。

¹³ 手話・外国語応接協力職員

手話が必要な人及び外国人に対する応接を円滑かつ迅速に進めるため、手話又は外国語による応接を行う職員のこと。

¹⁴ 多文化子育て支援事業 ～子育て通訳サポート～

幼稚園・保育園・学校の説明会・懇談会などの通訳サポートを行う事業。NPO 法人わこう子育て支援ネットワークに業務委託をしている。

¹⁵ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 多言語・やさしい日本語による行政情報等の提供	多言語化 ① 防災、医療情報など生命に関する緊急時の情報 ② 給付・助成、税金・罰則など権利や義務に関する情報 ③ 子育て、学校教育、公営住宅など特に重要な生活支援に関する情報	総務人権課 課税課 収納課 環境課 地域包括ケア課 健康保健医療課 ネウボウ課 保育サポート課 保育施設課 道路安全課 危機管理室 学校教育課 生涯学習課 関係課
	やさしい日本語（平易な表現、ルビふり） ① 外国籍市民にも参加を促す行政情報 ② 外国籍市民の暮らしを豊かにする生活支援に関する情報	総務人権課 戸籍住民課 市民活動推進課 産業支援課 環境課 地域包括ケア課 健康保健医療課 ネウボウ課 保育サポート課 保育施設課 道路安全課 生涯学習課 スポーツ青少年課 関係課・公共施設
イ ICT 活用の充実	外国籍市民への新たな情報伝達手段の開拓	総務人権課 情報推進課 関係課
	申請手続き等の簡易化	
ウ 市庁舎、市内公共施設などにおける分かりやすい表記の推進	市内の全公共施設における案内表示の英語併記	公共施設

エ 和光市多文化共生ボランティア制度 の運用	ボランティアの募集・確保、制度の周知	総務人権課
	ボランティアの積極的な活用	総務人権課 関係課

基本方針 2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

基本方針2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

① 現状と課題

国際交流〔協力〕活動は、現在、市民や地域団体などにより盛んに行われています。しかし、市民や地域団体、企業などが相互に協力、支援し合えるような連携機能が充実していません。

国際理解教育については、学校教育では小中学校における外国語活動及び「総合的な学習の時間」の学習を中心として行われています。社会教育においては、主に生涯学習として多分野に渡る講座を市民に提供しています。

国際交流機会については、市は、ホームステイ事業¹⁶を実施していますが、市民同士が触れ合える機会としては十分ではありません。

② 課題解決のために

国際交流〔協力〕活動については、国際交流〔協力〕活動を行う市民や地域団体などが相互に、及び行政と連携し、共に地域の国際化を推進していくことが望まれます。そのためにも、和光市国際ネットワーク¹⁷の活動をさらに充実させることが求められます。

⇒ 国際交流〔協力〕活動の促進

国際理解教育については、学校教育では引き続き外国語及び多文化理解の学習を通して児童生徒の国際理解を深めていきます。社会教育においては、今後も外国籍市民のニーズに合った講座を開講するとともに、外国籍市民の施設利用を促進していきます。また、外国籍児童生徒¹⁸に対しては日本語指導¹⁹を継続するとともに、教育に関する相談体制を築いていく必要があります。

⇒ 国際理解教育の推進

国際交流機会については、市民間の交流や多文化共生に関する効果的な事業を行うため、事業内容、実施時期及び方法を見直し、実施します。

⇒ 国際交流機会の充実

¹⁶ ホームステイ事業

市のホストファミリーを募集、登録し、2種類のホームステイについてホストファミリーの斡旋を行う事業のこと。①埼玉県ワンナイトステイ事業：埼玉県からの依頼により、外国人（海外の日本語教師）を受け入れるホームステイで、主催は（独）国際交流基金日本語国際センター。②和光市ホームステイ事業：埼玉県ワンナイトステイ事業に倣い、平成17年度から平成29年3月まで和光市ワンナイトステイ事業として実施し、平成29年3月から宿泊数の制限をなくし開始した和光市独自のホームステイ事業。市内の事業所などに研修や研究のために勤務している外国人や市の国際交流事業で市内を滞在する外国人を受け入れるホームステイ。

¹⁷ 和光市国際ネットワーク

構成団体間の情報交換や相互連携により地域の国際化を推進するため、平成15年に設立された組織のこと。市内を中心に国際交流〔協力〕活動を行っている団体、市内の高校、民間企業等で構成されている。事務局は和光市の総務人権課。

¹⁸ 市内の外国籍児童生徒数

令和2年5月7日現在の外国籍児童生徒数は小学生56人、中学生11人。（市内小中学校に通学している生徒）

¹⁹ 日本語指導

学校長の申請により日本語指導員を配置し、令和2年5月7日現在においては、6名の日本語指導員で市内小中学校の該当児童生徒の日本語学習を支援する個別対応を行っている。

目指す将来像

- ・ 市民、地域団体、企業・研究機関、行政が相互に連携し、国際交流〔協力〕活動が活発に行われている
- ・ 全ての市民が国際理解を深め、多文化共生の意識を持っている
- ・ 市民同士が触れ合える国際交流が盛んになっている



基本方針2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

施策3 国際交流〔協力〕活動の促進

施策の目的

市は、市民等の国際交流〔協力〕活動を支援し、共に国際化を推進していきます。中でも、市民主体の国際交流活動を推進する基盤である和光市国際ネットワークの拡大や連携の強化を図り、和光市の国際交流活動の発展を目指します。

令和2年度策定時の状況

国際化についての事業がある際に多言語のチラシを用いて周知する他、和光市国際ネットワークでの活動として市民まつりでの和光市の国際に関する活動の周知をしています。

課題

市民や地域団体、企業間などでの連携について、十分に支援できていない。

取り組み内容

ア 市民、地域団体、企業・研究機関等の連携促進

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 市民、地域団体、企業・研究機関等の連携促進	市民、地域団体、企業・研究機関等への情報提供	総務人権課 関係課
	和光市国際ネットワークの活動促進支援	総務人権課

施策4 国際理解教育の推進

施策の目的

学校教育においては外国語活動・外国語科の授業や総合的な学習の時間における国際理解教育を充実させることにより、国際交流〔協力〕に積極的に取り組む資質・能力や、国際社会において自分の考えを表現できる力を育成します。同時に、日本や地域の伝統・文化などについての認識も深めます。

社会教育においては、国際理解に関する生涯学習の機会や場を提供します。市民のニーズに即した外国語や多文化に関する講座を開催し、外国籍市民に対しては日本や和光市の文化などを学べる機会を提供します。

令和2年度策定時の状況

学校教育においては、外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用や、年間指導計画に基づいた総合的な学習の時間での国際理解教育を行っています。

社会教育においては、図書館では一般書、ヤングアダルト、児童の読み物の英語資料を購入した他、中国語や韓国語の絵本や読み物も購入しています。また、公民館で日本文化を伝える体験教室や外国文化を学ぶ料理教室を開催し、広報やＳＮＳにおいて周知活動を行ってきました。

課題

学校教育について、児童・生徒が他国の文化に興味を持ち、主体的に国際理解を深められる機会を更に充実させる必要がある。また、姉妹都市と和光市の両都市での児童・生徒の交流の機会を設け、英語でのコミュニケーションを体験したり国際理解を深めたりする機会を設ける必要がある。

社会教育について、講演会などの参加者が少ないため周知と機会を充実する必要がある。

取り組み内容

ア 学校教育における国際理解教育の推進

- ・ 特色ある外国語教育
- ・ 多文化理解のための教育
- ・ 姉妹都市との教育交流事業

イ 社会教育における国際理解教育の推進

- ・ 外国語や多文化に関する講座等の充実
- ・ 外国籍市民にとって有用な学習機会の提供

主な取組		具体的な内容	担当課
ア 学校教育における国際理解教育の推進	特色ある外国語教育	外国語指導助手（ALT）及び外部指導者の積極的活用	学校教育課
	多文化理解のための教育	「総合的な学習の時間」における国際理解教育	
	姉妹都市との教育交流事業	教育交流事業の研究および実践	学校教育課
		ビデオ通話やビデオレター等での意見交換	総務人権課 学校教育課
イ 社会教育における国際理解教育の推進	外国語や多文化に関する講座等の充実	市民の多様なニーズに対応した講座の開催	生涯学習課
		外国人講師の登録制度の活用	
	外国籍市民にとって有用な学習機会の提供	外国籍市民にとって有用な講座の開催	生涯学習課
		日本や和光市の伝統や文化（茶道・華道・箏など）に関する講座等の開催	
		外国籍市民の参加・利用促進	
		外国籍市民に有用な情報の整備	総務人権課 生涯学習課

基本方針2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

施策5 国際交流機会の充実

施策の目的

外国籍市民同士、外国籍市民と日本人市民が交流できる機会を提供し、多文化共生の意識の普及を図ります。

令和2年度策定時の状況

これまで埼玉県ワンナイトステイ事業の受け入れや和光市ホームステイ事業を行ってきました。

課題

引き続き外国籍市民と日本人市民との交流の機会を提供する。外国籍市民同士が交流できる機会が少ない。

取り組み内容

- ア 国際交流機会の提供
- イ 市民の新たな国際交流の場の提供

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 国際交流機会の提供	ホームステイ事業の実施	総務人権課
	交流会や多文化共生に関するイベントの実施	秘書広報課 総務人権課 市民活動推進課 ネウボラ課 学校教育課 生涯学習課
イ 市民の新たな国際交流の場の提供	公共施設を有効活用した市民のふれあいの拠点づくり	秘書広報課 総務人権課 市民活動推進課 学校教育課 生涯学習課

基本方針 3 海外都市との多面的な国際交流の推進

基本方針３ 海外都市との多面的な国際交流の推進

① 現状と課題

和光市は、平成１１年１０月１日に姉妹都市提携²⁰を結んだアメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市と、主に海外派遣事業²¹を通して交流を深めてきました。平成２６年度より隔年で姉妹都市への訪問を実施し市民に姉妹都市と交流する機会を提供し、また、姉妹都市に関するパネル展²²や市民まつりなどで姉妹都市のＰＲ活動を実施してきましたが、姉妹都市に対する市民の認知度は高いとは言えません。

一方、姉妹都市以外の海外都市とは、情報交換や交流事業がほとんど行われてきませんでした。

② 課題解決のために

姉妹都市との国際交流においては、儀礼的な交流にとどまらず、人的交流、文化交流、経済交流へとその内容を深めていき、活性化を図ることも重要です。そのためにも、姉妹都市に対する市民の理解をさらに深めるよう、ＰＲ活動を継続していきます。

⇒ 姉妹都市との交流の推進

姉妹都市以外の都市との交流については、市民間、行政間などにおいて多面的な国際交流が行われることが望まれます。近隣の海外都市との姉妹都市提携を視野に入れた交流を検討するほか、市民による様々な国際交流を支援します。

⇒ 姉妹都市以外との交流の推進

③ 目指す将来像

- ・ 姉妹都市との双方向の交流が活発に行われている
- ・ 姉妹都市以外の海外都市との交流が始まっている

²⁰ 姉妹都市提携

姉妹提携(両市長による提携書があり、議会の承認を受けている)を結んだ市のこと。姉妹友好提携は、地域における国際交流の典型的な手法の一つであり、姉妹提携には、相互理解や国際親善の増進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待される。参考：「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」

²¹ 海外派遣事業

有志の市民を姉妹都市へ派遣する市民海外派遣事業（平成８～１２年度と１６年度、２６年度、２８年度、３０年度の計９回実施）と、選考された中学生市民を姉妹都市へ派遣する中学生海外派遣事業（平成５～２０年度に計１５回実施、平成２１年度以降は休止）のこと。

²² パネル展

姉妹都市提携日（１０月１日）を記念し、「ロングビューウィーク」と題した姉妹都市ＰＲ強化週間を設けて実施する、ロングビュー市に関するパネル展示のこと。平成１７年度より毎年実施している。

基本方針3 海外都市との多面的な国際交流の推進

施策6 姉妹都市との交流の推進

施策の目的

市民の国際感覚及び相互理解を深めるため、姉妹都市であるロングビュー市（アメリカ合衆国ワシントン州）の周知に引き続き取り組み、交流事業については積極的な交流を進めます。

令和2年度策定時の状況

平成26年から姉妹都市と訪問を相互に行い交流を続けており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため訪問は中止となりましたが、オンラインでミーティングを実施しました。その他、毎年ロングビューウィークを開催し、市役所ロビーと中央公民館にて姉妹都市の紹介や市民交流の様子を展示しています。

課題

両市の市民同士の交流が活発になってきているが、まだ姉妹都市に対する市民の認知度が高いとは言えない。

取り組み内容

ア 姉妹都市に対する市民の理解の促進

イ 姉妹都市との交流事業

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 姉妹都市に対する市民の理解の促進	姉妹都市を周知するイベントの実施	総務人権課 関係課
	姉妹都市との交流の提供	総務人権課
イ 姉妹都市との交流事業	相互姉妹都市訪問の活性化	総務人権課
	オンラインでの会議・交流	総務人権課 関係課



《姉妹都市啓発キャラクターロング&ビュー》

基本方針3 海外都市との多面的な国際交流の推進

施策7 姉妹都市以外との交流の推進

施策の目的

姉妹都市以外との市民間、行政間における様々な形態の交流を推進します。

令和2年度策定時の状況

ホームステイ事業による市民間の交流はあるが、行政間における交流事業はない。

課題

姉妹都市以外との交流事業が少ないため、イベント等を開催し交流の支援を行う。

取り組み内容

ア 多面的な国際交流の促進

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 多面的な国際交流の促進	スポーツ・文化・教育など、時代やニーズに合った海外都市との交流の支援	秘書広報課 総務人権課 市民活動推進課 生涯学習課 学校教育課